

(様式1)

## 「村民の森」における国民参加の森林づくり活動の公表

小笠原総合事務所長は、下記のとおり「村民の森」における森林づくり活動の協定の締結をしたので公表します。

記

- 1 協定相手方の名称  
団体名 特定非営利活動法人 小笠原野生生物研究会
- 2 「村民の森」の概要  
(1) 位 置 旭山国有林14林班そ小班外2  
(2) 面 積 13.66ha  
(3) 主な活動内容  
外来植物の駆除等
- 3 協定項目  
別添「協定書」(写)のとおり
4. 公示期間中にあった意見等の処理結果  
別紙のとおり

平成22年3月30日

所長等名 小笠原総合事務所長  
馬返 秀明  
担当課 小笠原諸島森林生態系保全対策室  
生態系管理指導官 原田  
電話 04998-2-2103



# 写

## 小笠原諸島森林生態系保護地域における協働事業に伴う活動に関する協定書

小笠原総合事務所長 馬返 秀明（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人 小笠原野生生物研究会理事長 安井隆弥（以下「乙」という。）は、小笠原諸島森林生態系保護地域における協働事業に関し、次のとおり協定を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

### 第1（協定の目的）

この協定は、協定締結者の役割を明らかにするとともに、協定締結者の協力・連携により、小笠原諸島森林生態系保護地域の設定目的の達成のために必要な事業として、対象区域における外来植物の駆除等の活動を、「小笠原諸島森林生態系保護地域保全管理計画」（平成20年3月関東森林管理局）に基づき、円滑かつ確実に実施することを目的とする。

### 第2（対象区域及び面積、名称）

本協定の対象区域は、小笠原村旭山国有林14林班そ小班外 13.66ha（以下「当該対象地」という。）とする。

モデルプロジェクトの森の名称は、「村民の森」とする。

### 第3（全体活動計画書の提出）

乙は活動の実施に当たって、別紙様式1により活動内容、活動実施に伴うモニタリング及び生態系に配慮すべき事項等を内容とする全体活動計画書を作成し、協定締結後14日以内に甲に提出し、必要な調整を受けるものとする。

### 第4（年間活動計画書の提出）

乙は、毎年度の活動の実施に当たって、別紙様式2により活動内容、活動実施に伴うモニタリング及び生態系に配慮すべき事項等を内容とする年間活動計画を作成し、甲と調整の上、前年度末までに提出するものとする。

なお、初年度にあっては活動を実施する前までに提出するものとする。

また、年度途中で活動内容を著しく変更しようとする場合は、あらかじめ甲に連絡し、必要な調整を受けるものとする。

### 第5（活動実績の報告）

乙は、別紙様式3により毎年度の事業実績を年度末までに甲に報告するものとする。

### 第6（活動の実施）

1 乙は、別紙様式1及び別紙様式2の計画に沿って活動を実施するものとする。

また、活動実施に当たっては、あらかじめ生態系に配慮すべき事項を定め、これを実施するものとする。

なお、乙が行う活動が保護すべき生態系へ悪影響を及ぼさないかなどを見極めるため、必要なモニタリングを実施するものとする。

- 2 乙は、活動の実施にあたり、「環境配慮要員」を選任し、次の事項について、参加者等の指導等にあたらせることとする。
- (1) 当該対象地、当該対象地に至る経路及び当該対象地周辺一帯（以下「当該対象地等」という。）の固有動植物の保全
- (2) 当該対象地等への外来種の持ち込み防止対策や当該対象地等における外来種の拡散防止対策
- (3) その他、固有動植物の保全に必要な事項

#### 第7（国の事業との連携）

甲は、対象区域及びその周辺において、固有生態系の修復等に関する事業を進めるに当たり、乙の行う活動と連携を図るものとする。

#### 第8（入林の際の連絡・調整）

乙は、当該対象地に入林する場合は、その都度、事前に当日の責任者名、入林者数、活動内容、入林期間等を甲に書面（FAXによる場合を含む。）等により連絡し、必要な調整を行うものとする。また、乙は環境配慮要員に活動参加者名簿を携行させるものとする。

#### 第9（安全確保等の措置）

乙は、協働事業に参加する者の安全を責任をもって確保するとともに、事故防止等のため、次の措置を講じるものとする。

- (1) 活動の実施においては、その都度実施箇所ごとに責任者を配置するとともに事故の未然防止に必要な措置、事故発生時の連絡等の緊急措置及び事後措置について万全を期すこと。
- (2) 万一、活動に伴い事故が発生し、参加者が負傷等した場合の補償等の責任の所在について、あらかじめ参加者に対して明示しておくとともに、参加者を傷害保険等に加入させること。

#### 第10（経費の負担）

活動実施に要する経費は、乙が負担するものとする。

#### 第11（立木竹等の所有権等の権利）

乙は、協定締結期間中及び協定締結終了後のいずれにおいても、当該対象地の土地、立木等についての所有権及び事業にともなって発生する全ての権利を有しないものとする。

#### 第12（施設の設置等）

- 1 乙は、事業に必要な資材・道具置場等の仮設工作物等簡易なもので、土地の形質変更が軽微なものについての設置は、あらかじめ甲に計画書等を提出し、必要な調整を行うものとする。
- 2 乙は前項により設置した施設について事業が終了した場合は、施設を収去するものとする。

ただし、甲がその必要がないと認めた場合はこの限りではない。

#### 第13（法令等の遵守）

乙は、当該対象地等の国有林野に係る法令等による規定を遵守するものとする。

#### 第14（山火事防止等の措置）

- 1 乙は、当該対象地等の国有林野及びその周辺において、土地の崩壊もしくは流出、火災等の災害又はその他の被害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、遅滞なく甲に届け出るものとする。
- 2 乙は、活動参加者に対して、たばこの投げ捨て禁止等火の始末の注意を呼びかけ、山火事の防止に万全を期すとともに、万一、山火事が発生した場合には、直ちに甲及び消防関係機関等に連絡するものとする。
- 3 乙は、事業参加者に対して、ゴミの始末等の注意を呼びかけるとともに、当該対象地等における環境美化に努めるものとする。

#### 第15（損害賠償）

乙は、その責に帰すべき事由により、立木、その他の国有財産に損害を与えた場合には、これに相当する金額を補償するものとする。

#### 第16（活動の円滑な実施への支援等）

甲は、当該対象地における事業が円滑に実施されるよう、事業開始に当たっての現地案内・説明、事業計画の策定に当たっての助言等の支援・協力をを行うものとする。

#### 第17（事業対象地の適切な管理）

甲は、協働事業の趣旨を踏まえ、当該対象地の適切な維持・管理を行うものとする。

#### 第18（協定の破棄）

この協定は、次の場合、変更又は破棄することができるものとする。この場合、甲又は乙は事前に連絡調整するものとする。

- 1 活動の対象となる国有林野に係る法令等に違反する行為があった場合
- 2 協定に基づいた活動の実施の見込みがない、又は活動の円滑な実施に著しい支障が生じたものと認められる場合
- 3 当該対象地の全部又は一部を国又は公共団体において公共用、公用又は国の公益的事業の用に供する必要が生じた場合
- 4 国有林野事業の管理経営に支障を及ぼし、又は支障を及ぼすものと認められる場合
- 5 乙が活動の終了を申し出た場合

#### 第19（協定の有効期間）

- 1 この協定は、平成22年4月1日から平成24年3月31日まで効力を有するものと

する。

- 2 この協定は、乙から第3の全体活動計画書及び第4の年間活動計画書の提出があり、甲がこれを適當認める場合は更新できるものとする。

第20（その他必要と認められる事項）

この協定の実施につき疑義の生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲と乙で協議して定めるものとする。

平成22年3月30日

(甲) 住所 東京都小笠原村父島字東町

氏名 小笠原総合事務所

所長 馬返秀明



(乙) 住所 東京都小笠原村父島字奥村

氏名 特定非営利活動法人 小笠原野生生物研究会

理事長 安井 隆弥



(別紙様式1) 「〇〇〇〇〇の森」における全体活動計画書

年　月　日

小笠原総合事務所長 殿

協定者（代表者）

住所

氏名

印

「〇〇〇〇〇の森」における全体活動計画書

1 「〇〇〇〇〇の森」の名称・位置・面積

名 称	位 置			面 積
	国有林	林班	小班	ha

2 全体活動計画

(1) 活動の目標

(2) 活動の内容及びスケジュール

活動の内容	1年次 H. ○	2年次 H. ○	3年次 H. ○	4年次 H. ○	5年次 H. ○	合 計
合 計						

(注)・活動内容については、頻度（回数）等について記述する。

・資材・道具置場等の仮設工作物を設置する場合は記述する。

3 その他

※ 各種法令の指定状況

(注) 本欄については、森林管理署で記入。

(別紙様式2) 「〇〇〇〇〇の森」における年間活動計画書

年 月 日

小笠原総合事務所長 殿

協定者(代表者)

住所

氏名

印

平成 年度「〇〇〇〇〇の森」における活動計画書

1 「〇〇〇〇〇の森」の名称・位置・面積

名 称	位 置	面 積
	国有林 林班 小班	ha

2 平成 年度活動計画

活 動 時 期	活 動 内 容				
	月	月	月	月	月
合 計					

参考:活動項目の例:植樹、下刈、間伐、歩道整備、自然観察、林内清掃など

3 その他

※ 各種法令の指定状況

(注) 本欄については、森林管理署で記入。

(別紙様式3) 「〇〇〇〇〇の森」における年間活動実績報告書

年 月 日

小笠原総合事務所長 殿

協定者(代表者)

住所

氏名

印

平成 年度「〇〇〇〇〇の森」における活動実績報告書

1 「〇〇〇〇〇の森」の名称・位置・面積

名 称	位 置	面 積
	国有林 林班 小班	ha

2 平成 年度活動実績

実 施 日	活動実施者	参加者数 (参加者内訳)	活動内容(数量等)

※ 参加者数欄には、参加者の内訳を記載して下さい。

内訳は、幼児、小学生、中学生、高校生、大学生、教育委員会、緑の少年団、大人、等により区分して下さい。

本表により書ききれない場合は、別紙同様の様式により報告して下さい。

3 その他

## 「村民の森」協定箇所林小班別面積

(単位：面積・ha)

国有林名	林班	小班	小班面積 (ha)	法指定等				村民の森			
				小笠原国立公園	保安林	鳥獣保護区	森林生態系保護地域	林地	岩石地	草地	計
旭山	14	そ	4.03	第3種特別地域		鳥獣保護区	保存地区	3.82			3.82
		れ	4.63	特別保護地区	保健保安林	鳥獣保護区	保存地区	4.63			4.63
		小計	8.66					8.45			8.45
	18	ぬ	5.55	第3種特別地域		鳥獣保護区	保存地区	5.21			5.21
		小計	5.55					5.21			5.21
		計	14.21					13.66			13.66
		計	14.21					13.66			13.66

(注1) 協定面積には、林地・岩石地・草地・沼地は含むが、貸付地や道路敷地等は含まれない。

(注2) 「小笠原国立公園」とは、「自然公園法」(昭和32年6月1日付法律第161号)による指定である。

(注3) 「保安林」とは、「森林法」(昭和26年6月26日法律第249号)による指定である。

(注4) 「鳥獣保護区」とは、「鳥獣保護及び狩猟ニ関スル法律」(大正7年4月4日法律第32号)による指定である。

(注5) 「森林生態系保護地域」とは、「保護林設定要領」(平成元年4月11日元林野省第25号林野庁長官通達)による指定である。

(注6) 法指定等は、平成22年1月31日現在である。

# 「村民の森」の協働事業協定箇所位置図

(協定箇所：旭山国有林14林班そ小班外)



モデルプロジェクトの森に対する意見の処理結果  
「村民の森」

お寄せいただいた意見の要旨	意見の処理結果
・主な活動内容欄の記載	活動内容は協定書（案）に基づくものであることから記載を省略しましたが、協定においても活動内容の例示をわかりやすく記載することとします。
・意見書の宛先が不明	担当者名、電話番号の記載をさせて頂きましたが、今後は、ご意見のとおりそれぞれの宛先を明記し公示するよう改めて参ります。
・提出期限について	公示期間については、掲示板等において30日間公示することとなっております。 モデルプロジェクトの森「村民の森」の公示は、2月26日から行いましたので、30日間を経過する3月28日とさせて頂きました。 今後は、提出期限を明確にするよう「○月○日午後○○時までに必着」等の記載方法に改めて参ります。
・書面の持参について	書面の持参は排除するものではありません。
・位置の記載はあるが、図面の添付がない。	図面については、小笠原総合事務所に備えておりましたが、公示文書にそのことを記載していませんでした。今後は、ご意見のとおり掲示板やホームページで図面を掲載するよう改めて参ります。
・別紙「様式1」「様式2」「様式3」添付がない。	別紙「様式1」「様式2」「様式3」 協定締結後に活動実施者が作成し、提出するものです。従いまして、公示の時点では「様式のひな形」の掲示となります。今後は添付するよう改めて参ります。
・「協定の目的」に生物多様性（生態系の多様性、種（種間）の多様性、遺伝子の多様性）を明記することが必要と思われる。	協定の目的は、「協定締結者の協力・連携により、小笠原諸島森林生態系保護地域の設定目的の達成のために必要な事業を、「小笠原諸島森林生態系保護地域保全管理計画」（平成20年3月関東森林管理局）に基づき、円滑かつ確実に実施すること」です。 同計画は、生物多様性の保全の観点を踏まえて策定されています。
・協定書においては、場所（対象区域）の特定が求められる。	協定締結にあたっては、林小班別区域面積及び図面を添付することから、協定書においては、協定場所が特定されます。

・モデルプロジェクトとは何か不明である。	国有林において、それぞれの地域や森林の特色を活かした効果的な森林管理の実施を目的とした、地域住民や関係者との合意形成を図りながら、国と活動実施者が協働・連携して行う森林の整備・保全活動を行うものです。
・「村民の森」の名称からイメージされる過大な期待を村民に与えないよう、出来ること、出来ないことを明確にすべきである。	活動は、小笠原諸島森林生態系保護地域保全管理計画に基づき実施することとしています。また、今後の活動内容等は、小笠原諸島森林生態系保護地域保全管理委員会の専門家等の助言をいただくこととしています。
・協定書（案）では「村民の森」、公示では「夜明平「村民の森」」、説明会の配付資料では「父島旭山国有林「村民の森」」となっていた。統一をすべきではないか。	今後は、ご意見のとおり「村民の森」の名称で統一して参ります。
・「固有動植物の保全」だけに配慮した指導は、妥当性を欠くと思われる。	協定書（案）に記載した「固有種の保全」については、特に小笠原で重要な保全対象について記載したものであります。ご意見のとおり生態系に配慮すべき事項を定めるに当たっては、固有種、自生種を含めた生態系全体の保全・保護を対象とすべきものと考えています。
・「小笠原総合事務所」の住居表示は、東京都小笠原村父島字東町ではないか。	記載に誤りがありました。ご意見のとおり「東京都小笠原村父島字東町」に修正致します。
・固有動植物のみの保全に偏り、広分布種を軽視するような誤解を与えないよう「小笠原森林生態系協働プロジェクトについて 小笠原諸島におけるモデルプロジェクトの森（案）」の表現を「固有種を含む野生動植物種の保全」、「固有種を含む自生種の植栽」という表現に修正することが妥当である。	「小笠原森林生態系協働プロジェクトについて 小笠原諸島におけるモデルプロジェクトの森（案）」については、2月26日保全管理委員会において、概要を示したものです。そこでは「固有森林生態系の修復」は「固有動植物の保全」と並列して記載しています。 なお、モデルプロジェクトの森において、協定締結者が行う活動内容については、事前にアドバイザーミーティング及び保全管理委員会のメンバーから専門的な意見等聞きつつ、実施していくこととしています。
・同種の異なる個体群の人為的混入（植栽）によって起こる可能性のある「遺伝子攪乱」を防ぐため、生物多様性の一つである「遺伝子の多様性の保全」を明記する必要がある。	モデルプロジェクトの森において、植栽を行う場合には、事前にアドバイザーミーティング及び保全管理委員会のメンバーから専門的な意見等聞きつつ、「遺伝子の多様性の保全」に配慮しつつ実施していく考えです。